

農産物、加工食品別 申請方法について

■農産物パターン 1

生産行程管理者と小分け業者の両方を取得している方が、生産行程管理者に一本化する場合と生産行程管理者が新たに小分け行程を追加する場合。

- ①有機農産物の生産行程管理者の認証審査申請書 p1 (様式 有農 1-1) にて、小分け業務の追加を申請して下さい。(変更追加の申請欄の変更有にチェック & 下枠に追加の旨記載。また、生産行程管理者と小分け業者の両方を取得している方は、下枠に生産行程管理者に一本化後、小分け業者と取り下げる旨を申告して下さい。)
- ②有機農産物の生産行程管理者の認証審査申請書 p7 (様式 有農 2) の「2.年間生産計画」の品目一覧に、小分け品目について括弧が書きで“小分け”と記入し、計画量を申告して下さい。(例：有機人参 (小分け))
- ③申請書 p8 の「3.申請圃場生産物の物流/商流フローチャート」に、小分け品目の物流/商流フロー図を記入して下さい。
- ④申告書 p20～「11.収穫後作業 (選別、調整、洗浄、貯蔵、包装、出荷等)」の 11-1～11-7 について、小分け業務に関する内容を包括するように申請内容を見直しし、必要事項を記入して下さい。(変更がない場合はそのまま結構です)
- ⑤申告書 p21～22「14.生産行程管理記録の保持」「15.格付の実施」「16.包装容器等の資材」について変更がないか確認し、変更がある場合は申告して下さい。
- ⑥小分け業者の認証審査申請書 p18※「(7-1) 小分け原料」の頁に、小分け品目に関する情報を記入して下さい。※小分け業者の申請書です。本通知書の p4 を使用して頂いて結構です。また (7-1) 小分け原料の項目を満たしていれば、別紙で申告頂いても構いません。
- ⑦生産行程管理者の内部規程、格付規程、その他マニュアル類、記録類、図面等を見直しし、変更した文書を提出して下さい。特に以下は必ず対応願います。
【必須/認証の技術的基準二-2-(5)】内部規程に新たに「受入れ以降の行程」という項目を新設するか、従来の小分け規程の内容を踏襲し、小分け原料の受入～小分け作業について文書化して下さい。
- ⑧生産行程管理者と小分け業者の両方を取得している方は、生産行程管理者に一本化した後、小分け業者の認証の取り下げについて JONA の案内に従って下さい。

■農産物パターン 2

小分け業者の認証を取得している方が、生産行程管理者の業務内容 (農産物の栽培) を新たに申請し、生産行程管理者として認証を取得する場合。

- ①有機農産物の生産行程管理者の認証継続審査申請書類 全てを新たに作成し、申請して下さい。
- ②小分け業務内容については、上記「農産物パターン 1」を参考に申請して下さい。
- ③圃場が認証を受けるまでは認証を一本化することはできません。
- ④生産行程管理者に一本化した後、小分け業者の認証の取り下げについて JONA の案内に従って下さい。

■加工食品パターン 1

生産行程管理者と小分け業者の両方を取得している方が、生産行程管理者に一本化する場合と生産行程管理者が新たに小分け行程を追加する場合。

- ①有機加工食品の生産行程管理者の認証審査申請書 p1 (様式 有加 1-1) で、小分け業務の追加を申請して下さい。(変更追加の申請欄の変更有にチェック & 下枠に追加の旨記載。また、生産行程管理者と小分け業者の両方を取得している方は、下枠に生産行程管理者に一本化後、小分け業者と取り下げる旨を申告して下さい。)
- ②有機加工食品の生産行程管理者の認証審査申請書 p9 (様式 有加 2) の「2.年間生産計画」の品目一覧に、小分け品目について括弧が書きで“小分け”と記入し、計画量を申告して下さい。(例：有機ステック粉末茶 (小分け))
- ③申請書 p10 の「3.認証対象品目の物流/商流フローチャート」に、小分け品目の物流/商流フロー図を記入して下さい。
- ④申告書 p11 以降について変更がないか確認し、変更がある場合は申告して下さい。
- ⑤小分け業者の認証審査申請書 p18※「(7-1) 小分け原料」の頁に、小分け品目に関する情報を記入して下さい。※小分け業者の申請書です。本通知書の p4 を使用して頂いて結構です。また (7-1) 小分け原料の項目を満たしていれば、別紙で申告頂いても構いません。
- ⑥生産行程管理者の内部規程、格付規程、その他マニュアル類、記録類、図面等を見直し、変更した文書を提出して下さい。特に以下は注意が必要です。
※従来小分け品目として扱っていた製品についても、生産行程管理者が必須である生産行程の検査を実施する必要があります。
- ⑦生産行程管理者と小分け業者の両方を取得している方は、生産行程管理者に一本化した後、小分け業者の認証の取り下げについて JONA の案内に従って下さい。

■加工食品パターン 2

小分け業者の認証を取得している方が、生産行程管理者の業務内容を新たに申請し、生産行程管理者として認証を取得する場合。

- ①有機加工食品の生産行程管理者の認証審査申請書類 全てを新たに作成し、申請して下さい。
- ②小分け業務内容については、上記「加工食品パターン 1」を参考に申請して下さい。
- ③生産行程管理者として認証を受けるまでは、認証を一本化することはできません。
- ④生産行程管理者に一本化した後、小分け業者の認証を取り下げる必要がありますので、JONA の案内に従って下さい。

お問合せ JONA 事務局 杉野、高橋俊彰
電話：03-3538-1851

メール：jonacontact@jona-japan.org

以 上

7. 小分け原料と小分け行程

(7-1) 小分け原料

格付表示対象品目について、以下の表に記載して下さい。

※小分け原料は、その原料に有機JASマークを貼付している事業者の有機認定書を添付すること。

※「小分け目的」欄には、精米、最終小売り製品用の包装、製造業者用へ原料供給するための形態変更包装等と具体的に記載すること。

※「小分け原料の入庫形態」、「小分け製品の包装形態」欄には、紙袋・アルミパック・フレコンバック・バルク等と具体的に記載すること。

※COR認証を申請する場合、有機原料の有機JASマークの貼付場所」の欄に、原料がCORレベルであることを確認できる表示（例：カナダ有機ロゴ、伝票に記載されたCORの文言等）も明記すること。

※IFOAM/EU認証の場合、有機原料はIFOAM認証を受けていること。

品目 (品名)	小分け目的 (精米、最終小売り 製品用の包装、製 造業者用へ原料供 給するための形態 変更包装等)	小分け原料の 入庫形態 (紙袋・箱、アルミ パック、フレコン、 バルク等具体的 に記載)	有機原料を 格付している 事業者名	小分け原料の 有機JASマーク 貼付場所 (現物/伝票)	入荷頻度 (1週間/ 1ヶ月当り)	小分け製品の 出荷形態 (業務用半製品/ 最終小売り製品)
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品
						<input type="checkbox"/> 業務用半製品 <input type="checkbox"/> 最終小売製品